

# 障害者の権利保障と日本語能力試験点字冊子試験の合理的配慮に関する一考察

秋元美晴, 河住有希子, 藤田 恵, 浅野有里

## How to Handle Reasonable Accommodation in Case of Braille Booklet Test in Japanese-Language Proficiency Test

Miharu Akimoto, Yukiko Kawasumi, Megumi Fujita, Yuri Asano

### Abstract

This paper considers the topic of how to handle reasonable accommodation in Japanese-Language Proficiency Test (JLPT) - Braille booklet test. Reasonable accommodation for the test is nothing but an accommodation provided to avoid detriment on the grounds of presence or absence of disability in the examinee. Hence, what does that accommodation mean exactly? In special arrangements regarding JLPT, things such as Braille transcription of the test booklet, extension of test time, removing questions which are strongly based on visual ability etc. are done. These arrangements are necessary to provide an opportunity for the examinee to appear for the test. Meanwhile, adding supplementary explanations to the part where Braille transcription is not possible is minimized. This addition of information decreases the level of difficulty such as understanding the meaning of *kanji* etc. and it is provided to avoid misinterpretations or false answers. In this paper, we have described with an example that assuring the opportunity for an examination is different from assuring its result.

*Keywords:* Japanese-Language Proficiency Test, Visual impairment, Special testing arrangements, Braille booklet test, Reasonable accommodation

キーワード：日本語能力試験, 視覚障害, 受験特別措置, 点字冊子試験, 合理的配慮

## 1. はじめに

本稿は、日本語能力試験（以下、JLPT）点字冊子試験における「合理的配慮」をどう捉えるかを検討するものである。

JLPTではあらゆる日本語学習者に受験の機会を提供するという理念のもと、1994年より障害を有する受験者に対して受験特別措置を講じている。本稿では、重度視覚障害者を対象とした特別措置である点字冊子試験を対象とし、受験特別措置を支える指針である「合理的配慮」を、語学試験においてどのように解釈し、具体的にどのような支援を提供する必要があるかという点を検討する。

合理的配慮は障害者の権利に関する条約「第二十四条教育」において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。この条文に準じた特別措置を講じるにあたり、何が「適当な変更及び調整」であり、何が「均衡を失した」ものとなるかを検討することは必須である。本稿ではこの点について、障害者の権利保障に関わる法律の概観、JLPT点字冊子試験の実施状況概観と、現状における課題の分析を通して、考えを示す。

障害者の権利に関する条約が発効し、合理的配慮の提供が義務化された現在、「合理的配慮」を具体化する過程を記録し、課題を明らかにすることは、JLPT受験特別措置の改善に役立つのみならず、多くの教育機関、サービス提供事業者に示唆を与えるものであると考える。

## 2. JLPT点字冊子試験概況

合理的配慮の考え方を検討するにあたり、まずはJLPTの概況を述べる。

### 2-1 JLPTとは

JLPTとは独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が主催し、日本国内および海外において、日本語を母語としない人を対象として日本語の能力を測定し、認定することを目的とする試験である。1984年に第一回試験が行われ、現在、年間70万人が受験する大規模試験である。2010年以降は、改定新試験に移行し、現在は「課題遂行のための言語コミュ

ニケーション能力」をより高い精度で測定する試験が行われている。

JLPTの結果は、大学入試や就職採用試験などにおいて、受験者の日本語能力を証明するために使われているだけでなく、日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与、厚生労働省所管の国家試験の受験資格認定、就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験における国語試験の免除など、公的な証明書としても利用されている。そのため、障害の有無に関わらずあらゆる日本語学習者に受験の機会を提供すべく努力することは、主催団体の義務であると言えよう。

## 2-2 JLPT受験特別措置とは

JLPTへの日本語学習者の関心は高く、1984年の開始以降現在に至るまで、受験者数は増え続け、受験者層も多様化の一途をたどっている。その多様化から生じるニーズの一つに、受験特別措置があげられる。欧米諸国では早くから福祉制度の整備が進んでおり、教育を受ける上でも、障害の状況に応じて必要な支援を受けている。JLPTは100か国以上の国・地域で実施しているため、世界各国の受験者から、母国で受けてきた支援に相当する支援の要請を受けるようになった。

JLPT受験特別措置の最初の事例は、脳性麻痺による運動障害をもつ受験生に対しての介添人の入室であった。それ以降、申請を受けた場合には、その都度、専門家がその受験者の経歴と障害の程度に応じた措置を検討し、柔軟な対応を続けてきている。現在、特別措置受験を申請する際に実施団体に提出する「受験特別措置申請書」に記載されている障害内容の枠組みは、「視覚障害」、「聴覚障害」、「運動障害」、「発達障害(LD/ADHD等)」、「その他」の区分が設けられている。2013年までにJLPTで特別措置申請を行った受験者は、延べ1721人となった。

## 2-3 JLPT視覚障害者受験特別措置の現状

本稿が対象とするのは、重度視覚障害を有する受験者に講じている点字冊子試験である。

視覚障害者を対象とした受験特別措置には、弱視の受験者への拡大冊子等の提供と、重度視覚障害の受験者に対する点字冊子試験がある。拡大冊子等の使用においては、出題内容は通常の問題冊子(墨字冊子)と同じであるため、検討すべきことの焦点は、拡大倍率、十分に問題冊子を広げることのできる空間の確保、冊子全体を把握し解答するために必要な時間を確保するた

めの試験時間延長率となる。一方で、点字冊子試験では、問題冊子点訳という編集作業が加わるため、点訳が困難な問題の削除、点訳時に生じる情報の欠落への補足、点字問題冊子の構成や綴じ方など、通常の問題冊子とは異なる出題内容になることへの慎重な検討が必要となる。

現在、JLPT点字冊子試験は、試験時間を延長した上で、漢字の字形を問う問題と絵図を伴い点訳が困難な問題を削除し、試験時間調整を目的としてさらにいくつかの問題を削除して問題冊子を作成している。JLPT点字冊子試験は、1997年に初めて実施され、それ以降継続的に申請があり、2013年までに延べ268人に受験の機会を提供した。

### 3. 障害者の権利保障

JLPT点字冊子試験は、2-3で述べた通り問題冊子の一部を編集して実施されている。しかしそれらの妥当性については、現在検証を進めている段階であり、未だ結論が出ていない。この問題を検証するためには、問題ごとの正答率や識別力などの統計データによる分析と、障害者の権利保障という観点から合理的配慮をどう具現化するかという倫理的側面の検討が必要であると考えられる。そして、本稿はこの二つの観点のうち、倫理的側面を検討するものである。

#### 3-1 国際的な法整備の進展

ここで、合理的配慮を具体的に考える前に、障害者の権利保障に関する現在の法整備の状況を概観する。

まず、2006年12月、第61回国連総会において、「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)が採択された。この「障害者権利条約」は国際人権法に基づき、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的として作られた条約である。よって、障害者の新たな権利を定めたものではなく、障害者が今現在有する基本的人権、及び自由を改めて保障したものである。それまで障害当事者の身体的・精神的な障害は個人の問題として捉えられる傾向にあったが、この「障害者権利条約」では、物理的環境、制度、人々の意識などに起因する障害に言及し、社会の問題として障害を捉えている。その背景には、世界的な人権意識の高まりと障害者支援団体の社会的活動の活発化がある。「障害者権利条約」の成立を受け、世界各地で法整備、制度の見直しが進んでい

る。日本も2007年に「障害者権利条約」に署名し、2014年1月には批准書を国際連合事務総長に寄託し、2014年2月19日に日本国内でも効力を発することとなった。

### 3-2 国内法の整備

日本国内では、障害者権利条約への署名後、批准に先立って、障害者権利条約制定過程で繰り返された障害当事者の「“Nothing about us, without us”（私たち抜きに私たちのことを決めないで）」の精神を受け継ぎ、当事者の視点を取り入れた法整備が進められた。2011年「障害者基本法」の改正、2012年「障害者総合支援法」の成立、2013年「障害者差別解消法」の成立、「障害者雇用促進法」の改定を経て、2014年「障害者権利条約」の批准に至った。「障害者基本法」の目的は、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること（第一条）」である。そして第四条に、差別の禁止が明記され、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備が、国民の責務として示された。これを具体化し、実現するために制定されたのが「障害者差別解消法」である。差別禁止は、障害者の日常生活・社会生活を支える医療、司法手続き、教育・療育、交通や建物のバリアフリー化など、幅広い分野を対象としており、行政機関・地方公共団体などに対しては法的義務、民間業者には努力義務として合理的配慮の提供を義務付けている。現在、2016年の施行に向けて、より合理的配慮を浸透させるための広報、啓発が進められている。

### 3-3 学校教育における合理的配慮

公教育は、3-2に示した合理的配慮提供の義務を負うものである。学校教育における合理的配慮は、中央教育審議会、初等中等教育分科会、特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回）の配布資料3に示されている。同資料はまず「障害者の権利に関する条約」の第二十四条「教育」を引用し、教育における合理的配慮とは、教育についての障害者の権利を、差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保するものとしている。そして、その実現のために、教育制度一般から排除されないこと、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること、障害者の社会参加を容易にするための技能習得の学習環境を整備すること等について言及している。

また、教育現場における合理的配慮の具体的な施策としては、教員・支援員等の確保、施設・設備の整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮などを挙げている。そして、本稿が対象とする視覚障害に対する合理的配慮の具体例として、以下のことを示している。

- ・教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視）
- ・音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通路等とも）
- ・障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど）
- ・教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

同資料において、試験や評価に関する直接的な言及はないが、教育活動の一環であることを鑑み、上記の指針に準じた措置が必要であろう。

#### 4. JLPTにおける合理的配慮

ここまで述べてきた、国内外の法整備の考え方にに基づき、JLPTにおける合理的配慮について検討する。

##### 4-1 試験のユニバーサルデザイン

JLPTはあらゆる日本語学習者に受験の機会を提供するために、障害を有する受験者に対しては受験特別措置を講じている。本来的な意味での差別解消を目指すためには、藤芳（2009）に示される「テストのユニバーサルデザイン」の考え方が必要であろう。テストのユニバーサルデザインとは、「試験開発当初から障害を有する受験者をはじめ、すべての受験者に公平に配慮して試験を設計する手法」と定義されている。JLPTは1984年の開発当初にはこのような視点は導入されていなかったため、合理的配慮も後追いとなっている。しかし、今後ユニバーサルデザインの視点を持ち、各年度の出題問題の作成、編集において配慮することは可能であろう。

テストのユニバーサルデザインの定義にある「公平」を具現化するためには、3に示した法的責務を十分に果たすことが必要である。

「障害者基本法」は障害を有する人が生涯に渡って教育を受ける機会を損なうことがなく、かつ、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることに言及している。JLPTが、点字冊子試験を実施していることや、試験実施のための問題の点訳、特別会場の用意、支援者の配置などは、重度視覚障害者

に対する教育機会の保障、個人に必要とされる合理的配慮の一つの形態と言えよう。実施のためのこれらの措置は通常試験よりも費用がかかるため、試験によってはその費用を受益者負担とする場合もあるが、JLPTは主催団体が負担している。その点でも、一定の機会の保障や合理的配慮への努力は、ある程度は行われていると考える。

以上に述べたことは、受験機会の提供と保障に関する配慮である。一方で、試験実施にあたっては、出題内容の公平さに関する検討も欠かせない。教育においても教育機会の提供や教育環境の整備のほかに、教育内容に関する検討も必要であろうが、文部科学省が示した文書には、内容に言及するものは見られなかった。内容に関するものは個別性が高く、一元化することが難しいためであろう。

個別性の高い問題は当事者が状況に応じて検討するしかない。JLPTのユニバーサルデザインについて、4-2で受験環境における合理的配慮、4-3で出題内容における合理的配慮の現状を示し、5で現状における課題を分析することとする。

#### 4-2 JLPT点字冊子試験受験環境における合理的配慮

JLPT点字冊子試験では、点訳した問題冊子を提供し、点字による解答を認めている。点字筆記具は、点字器および点字タイプライターの使用を認めている。また、点字文章の触読は墨字文章の黙読と比べ長い時間を要するため、試験時間の延長を行っている。試験時間の延長率は、晴眼者と視覚障害者の読み速度比較の結果に応じて決定され（河住他 2009）、通常試験とは別室にて試験を実施する。文章を読み進めるための補助手段として、付箋の使用、問題冊子を折ったり切ったりすることも認めている。

試験実施方法については、パソコンと画面読み上げソフトを使用した実施への要望もある。これは、視覚障害者へのパソコンや携帯端末の急速な普及と、点字に習熟していない視覚障害者の増加が背景となっている。教育機関での定期試験や一部の入学試験等では、パソコンの画面読み上げによる試験も行われている。しかし、JLPTは<読解・文法・文字・語彙・聴解>で構成され、各能力のバランスと総合力を測定する試験である。それを画面読み上げソフトを使用して実施すると、すべてが聴解力に依存することになる。また、パソコン操作中のトラブルや、パソコンの操作性に由来する誤理解、誤解答が生じた場合の対応が困難であることから、現時点ではパソコンの画

面読み上げによる試験は実施されていない。

ただし、パソコンの画面読み上げによる試験を行わないことで、点字に習熟していない日本語学習者が受験の機会を得られないことは事実である。これを障害があることによる不利益と捉えることもできる。その一方で、語学学習には「文字学習」も含まれるものとし、晴眼者は墨字を学び、視覚障害者は点字を学ぶことを前提とすることもできるであろう。これは今後も検討の必要な課題である。

#### 4-3 JLPT点字冊子試験出題内容における合理的配慮

点字冊子試験では、表記の問題を削除している。点訳が困難であることと、点字使用者が漢字の字形を体系的に学ぶことが非常に少ないためである。聴解や文法でイラストを伴う問題も、可能な限りイラストを文章に置き換えて出題するが、文章で書き表すことが困難な場合にはその問題を削除している。このように点訳による不利益に可能な限り配慮しているが、一方で、出題項目数が少なくなることが合否判定に与える影響については検討が必要である。

読解の試験においては、点訳時に生じる情報の欠落によって解答の困難さが通常試験と比べて高くなると想定される問題がある。欠落する情報とは、表意文字である漢字を、表音文字である点字に訳すことによって生じる意味情報を指す。これらに対して、点字受験者が不利益とならないよう、注釈付加を検討するが、注釈を付加することによって通常受験者よりも解答への手がかりが増える場合もあり、検証が必要である。また、4-2に示した通り、点字冊子試験では試験時間の延長を行っているが、延長可能な時間にも限度があり、すべての問題を十分に解答し終えるのに十分な時間を延長することは難しい。そこで、全体から問題を少しずつ削除し、試験時間に対して妥当な問題数になるよう編集を行っている。ただし、点字冊子試験受験当事者からは、晴眼者と同等にすべての問題に解答したいという要望もある。

これらの措置に対して、何をもって公平とするかは、慎重な検討が必要である。

### 5. JLPT点字冊子試験における合理的配慮の課題

ここまで、合理的配慮の捉え方を検討するために役立つと思われる事例を示してきた。日本語教育全体として何をめざし、日本語教育の一部である

「試験」においてどのような「公平さ」を保障するかは、継続的な検討が必要な課題である。

ここで一つ補足すべきは、文部科学省の定める合理的配慮の枠組みの中に、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」という記述がある点である。

JLPTには理念があり、問題ごとに測定しようとする能力が定められている。その中で「均衡を失した」配慮とならないよう、配慮の内容を吟味しなければならない。「均衡を失した」配慮には、晴眼者と点字使用者の均衡もあるだろう。それと同時に、点字使用者の「試験を受ける権利」と「学ぶ権利／学びの成果を適切に評価される権利」の均衡にも配慮しなければならないと考える。

点字冊子受験者にとって、晴眼の受験者と同じ問題を受験するということは、とても大きなモチベーションとなるようである。藤田他（2011）は、中国にて点字冊子受験経験者にインタビュー調査を行っており、「晴眼者と同じ試験を受けることで自信がつく」「晴眼者と同じように日本語能力の証明ができてうれしい」といった回答を得ている。このような自信は、障害を持つ学生にとって次の目標設定や学習計画につながり、教育的側面を越えて将来設計などの社会的側面にも少なからず影響を与える可能性を持つものである。しかし、点字冊子に対して合理的配慮の適用範囲を広げ、大幅な編集を加えたならば、このような自信と喜びも根拠を失うこととなるであろう。

試験時間調整のために一部の問題を削除していることを4-3で述べたが、削除問題の選定にあたっては、読解試験で速読の力が求められる「情報検索」や、聴解試験でメモを要する「統合理解」など、点字使用者が比較的解きにくいと想定される問題が優先的に選ばれている。しかし、それらが実際に解きにくい問題であるかどうかは、まだ検証の途中である。パイロット調査では、点字使用者でも、点字に習熟している場合は、速読や飛ばし読みが可能であることも分かっている。

問題作成者が「解きにくい」と判断して削除することにより、日本語学習者は「試験に出ない」から勉強しなくてよいと判断するかもしれない。それにより、学習の機会を奪う可能性があることにも配慮が必要であろう。

重要なことは、受験者に対して受験の機会を保障することが、受験の結果（合格率）を保障することとは異なるという点である。「点字使用者にとっ

て解きにくいかもしれない」という印象が、問題へのアクセス手段によるものか、言語運用能力によるものかを慎重に検討し、すべての日本語学習者に対して公平に受験の機会を提供することが必要であろう。

[謝辞] 本研究は科学研究費(基盤研究(C) 課題番号25370606, 研究代表者: 秋元美晴「日本語能力試験における点字冊子試験のユニバーサル化に向けた基礎的研究」)の助成を受けて行われたものである。

参考文献:

- 香川邦夫(2010)『四訂版 視覚障害教育に携わる方のために』慶応義塾大学出版会
- 河住有希子・込宮麻紀子・藤田恵(2009)「日本語能力試験における視覚障害者受験特別措置の現状と課題—点字冊子試験の試験時間延長および文字数削減による負担軽減について—」『2009年度日本語教育学会秋季大会予稿集』日本語教育学会 pp.237-242
- 河住有希子・藤田恵・秋元美晴(2011)「日本語能力試験点字冊子試験における試験時間延長率の妥当性について」『2011年度日本語教育学会秋季大会予稿集』日本語教育学会 pp.89-94
- 日本障害フォーラム(2013)『障害者差別解消法ってなに?』日本障害フォーラム
- 藤芳衛(2009)「テストのユニバーサルデザイン (<小特集>学力評価の最前線)」『電子情報通信学会誌』92(12) 電子情報通信学会 pp.1022-1026

参考URL:(2014年10月17日最終検索)

外務省「障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

文部科学省「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325887.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325887.htm)

文部科学省「すべての視覚障害児の学びを支える視覚障害教育の在り方に関する提言」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1299900.htmw](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1299900.htmw)